

## (一般質問)

質問日	令和8年3月10日(火)		質問方式	分割方式			
質問順位	9	会派名	自由民主党浜松	議席番号	45	氏名	太田 康隆
表 題	質 問 内 容						答弁者の職名
1 政令指定都市移行から約20年を振り返って	<p>(1) 12市町村合併の目的でもあった政令指定都市移行だが、県並みの権限と財源を得て、目指したものは達成できたか。何を獲得できて、何が課題と考えるか。</p> <p>(2) 中部圏の拠点都市として、政令指定都市にふさわしい都市機能の強化(風格のある都市)は実現していると考えるか、また、今後についてはどうか伺う。</p>						中野市長
2 将来負担比率のマイナスは何を意味するか	<p>本市決算における将来負担比率は、平成23年度は52.9%であったが、平成26年度に▲7.6%を示して以降、一貫してマイナスを示し、令和4年度には▲42.4%、令和6年度も▲31.9%となっている。平成27年度策定の中期財政計画では「実質ゼロ%近傍をめざす」としてきたが、改善しなかった。</p> <p>そこで、以下について伺う。</p> <p>(1) そもそも、将来負担比率がマイナスということは何を意味しているか。また、どのように捉えているか。</p> <p>(2) マイナスとなった要因と、今後の見込みを伺う。</p>						鈴木財務部長
3 広聴モニター制度について	<p>市民の意見を聴く手法や内容は、設置根拠が任意か、法令によるかの制度的なものや、対象が一般市民・業界・団体といった違いなどさまざまだが、不特定多数の市民の意見を偏りなく聴く上で、本市の「広聴モニター制度」は優れている。</p> <p>そこで、以下について伺う。</p> <p>(1) アンケートの有効回収率は令和5年度が88.4%、令和6年度が89.7%と極めて高い数値を示しているが、その要因をどう分析しているか。</p> <p>(2) 事業課に制度の存在を周知し、個別の事業をテーマに取り上げたり、現在は選択式による調査を主としているが、場合によっては自由記述を求めたりするなど発展的な活用を工夫してはどうか。また、高い意識に対して、謝礼の引上げも考えてはどうか。</p>						島田市長公室長
4 浜松城公園長期整備構想の推進について	<p>浜松城公園は都心のオープンスペースとして、また徳川家康公が実際に居城した17年の歴史のみならず、戦国時代から近世に至るまで地域の中心であった城郭としての遺構が、良好な状態で今も残存しており、史跡としても一級品の価値を持っている。</p> <p>セントラルパーク構想検討会の議論を経て、100年先</p>						

※二重線は、分割方式を選択した場合の分割箇所を示すものです。

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
	<p>を見据えた長期的な利用を視野に入れた「浜松城公園長期整備構想」が2013（平成25）年度に策定された。これは旧元城小学校の小中一貫校による移転を想定し、市役所敷地をも構想区域に入れた夢のあるものだ。</p> <p>旧元城小学校の移転後、二の丸御殿等の発掘調査も行われ、近世の浜松城跡中枢部の遺構など、重要な遺構が発見され、2022（令和4）年度には市史跡としての「浜松城跡保存活用計画」が策定される予定であったが、策定されていない。</p> <p>そのような中、昨年9月の補正予算で「旧大河ドラマ館を改修して、浜松城公園の魅力・利便性向上に資する施設として活用するための設計・工事予算」が計上された。その際の説明では、「浜松城跡について国の史跡指定を目指していて、それには相当の年数がかかるので、その間8年程度の暫定利用を考えている」とのことであった。</p> <p>そこで、改めて以下伺う。</p> <p>(1) 国の史跡指定について</p> <p>ア 国の史跡指定を見据えた今後の取り組みについて。</p> <p>イ 国史跡に指定されると、国史跡として保存活用計画を策定していくことになると思うが、外部の有識者には専門的知見を備えた優秀な委員を加え、浜松城の価値にふさわしい計画となるような配慮が不可欠と思うがどうか伺う。</p> <p>(2) 旧大河ドラマ館の暫定利用と、城跡整備への影響について伺う。</p> <p>(3) 浜松城公園の整備には、都市公園と本市の歴史を伝える重要な史跡の2つの要素があり、専門性も異なることから、そもそも別々の部署で所管するには無理がある。公園整備と史跡整備の2つの機能を備えた「浜松城跡整備事務所」の設置が必要と考える。城跡整備を含めた推進体制について伺う。</p>	<p>嶋野文化振興 担当部長</p> <p>中村花みどり 担当部長</p> <p>内藤副市長</p>
<p>5 狭い道路の拡幅整備事業について</p>	<p>建築基準法第42条第2項の道路(1950年の法施行前から幅員4m未満で後退義務のある、いわゆる2項道路)を整備する「狭い道路の拡幅整備事業」について、本市は平成23年度までは市街化調整区域も対象としていたが、現在は市街化区域のみを対象としている。これを一定の条件のもとで、従来のように市街化調整区域も対象としてはどうか伺う。</p> <p>防災や安全上の観点からも拡幅は必要なことである。また、新築のタイミングをとらえた協議で、その時しか解決できない道路拡幅事業であり、半世紀に一度のチャンスを活かすべきと考える。平成30年にも同様の質問をしているが、改めて建築行政の考えを伺う。</p>	<p>濱田都市整備 部長</p>

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
<p>6 まちづくりについて（都市計画をどう機能させるか）</p>	<p>平成27年4月1日から、静岡県が所管していた浜松地域の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称：都市計画区域マスタープラン＝略称：区域マス）」を本市が策定するようになった。大きな権限移譲である。これは、広域的な視点から概ね20年後の都市の将来像・土地利用・都市施設の基本的な方針を定めるもの（概ね5年ごとに改定）で、今年度が改定時期となるが、その際、交通政策を含め大所高所から、本市の将来像をどうするか議論がなされたとは思えない。</p> <p>まちづくりにおける本市の課題の一つ目は、中心部から放射状に延びる旧街道沿いや、旧町村を中心に集落が発達したいわば散在型の都市構造。</p> <p>二つ目は、移動における公共交通分担率の低さと自動車依存の高さ。つまり、メリハリのある土地利用と公共交通への誘導が十分でないこと。</p> <p>逆に強みは、三方原台地の広大な土地と遠州鉄道鉄道線（通称：西鹿島線）があることだと考える。</p> <p>現在、取り組みを始めた都心へのオフィス機能の誘導にしても、人をどう運ぶのかの議論はなされていない。都心の活性化のためにも、人口の集中する台地から都心への軌道系の公共交通の必要性を感じる。</p> <p>線引きから半世紀を経て、今改めて本市の土地利用や交通政策を含めた都市としての将来像をどう描くのかを、第一線のまちづくりの専門家とともに、専門的、技術的知見を入れて大局的に議論することが大切であり、本市が都市計画に関するほぼすべての権限を獲得した以上、なおさら必要である。</p> <p>そこで、以下伺う。</p> <p>(1) 現在の工場立地誘導地区と将来の都市的土地利用のゾーニングの明確化を図りながら、三方原台地の土地利用を将来的視点で議論することについてどう考えるか伺う。</p> <p>(2) 遠州鉄道鉄道線沿線の結節機能の強化や駅周辺の開発についてどう考えるか伺う。</p> <p>(3) 本市の将来像を土地利用や交通政策を含めて議論するため、第一線のまちづくりの専門家による専門家会議あるいは懇話会を設けることはどうか伺う。</p> <p>(4) 現在、静岡県が策定中の20年後を見据えた西遠都市圏都市交通マスタープランでは、「幹線公共交通ネットワーク」として、本市都心部から都田テクノまでを「公共交通高規格化区間」と位置づけている。</p> <p>そこで、三方原台地に定時性、速達性、大量輸送を可能とするLRTを導入することについて、可能性調査を行ってはどうか伺う。</p>	<p>濱田都市整備部長</p> <p>〃</p> <p>戸塚技術統括監</p> <p>中野市長</p>